

令和 7 年 度

公営企業会計当初予算（案）主要施策の概要

企 業 庁

（問合せ先）
企業局財務部
財務課長 渡辺
電話 045-210-7030

目 次

I	令和7年度公営企業会計当初予算編成について	1
1	予算規模（支出）	1
2	当初予算額総括表	2
II	水道事業	3
1	予算の概要	3
2	主要事業の概要	5
III	電気事業	10
1	予算の概要	10
2	主要事業の概要	11
IV	公営企業資金等運用事業	13
V	相模川総合開発共同事業	14
VI	酒匂川総合開発事業	15
【主要事業関係資料】		
資料1	管路更新推進事業	16
資料2	県営水道出先組織再編に向けた施設整備	17
資料3	災害対策の強化	18
資料4	水道施設脱炭素化事業	19
資料5	給水装置工事システム再構築事業	20
資料6	水道工事における施工管理の効率化と施工品質の向上	21
資料7	デジタル技術を活用した水道の普及啓発	22
資料8	相模ダムリニューアル事業	23
資料9	城山発電所再整備事業	24
資料10	蓄電所導入に向けた取組	25
VII	令和6年度2月補正予算額総括表	26
VIII	2月補正予算の内容	27
IX	令和7年第1回定例会に提案する議案の概要	28
参考	神奈川県水防災戦略 令和7年度企業庁関係事業一覧	31

I 令和7年度公営企業会計当初予算編成について

計画を着実に推進し、災害への対策と脱炭素化・DX化を加速します！

- 水道事業経営計画及び電気・ダム管理事業計画に掲げた、水道管路の更新や老朽化した相模ダムのリニューアル事業など、主要な取組を着実に推進します。
- 大規模地震の発生に備え、水道施設の耐震化や停電対策を進めるとともに、突発的な断水事故等の発生時に迅速に応急給水が行えるよう、体制を強化します。
- 脱炭素社会の実現に向けて、水道施設の省エネルギー化に加え、再生可能エネルギーをためる取組などを進めるとともに、経営基盤の強化に向けたDXの推進など、将来を見据えた取組を推進します。

1 予算規模（支出）

（単位 千円、％）

会 計	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A－B	伸率 A／B
水道事業会計	101,678,490	100,093,657	1,584,833	101.6
電気事業会計	13,899,697	12,442,591	1,457,106	111.7
公営企業資金等 運用事業会計	6,494,668	5,260,580	1,234,088	123.5
相模川総合開発 共同事業会計	3,240,625	2,826,650	413,975	114.6
酒匂川総合開発 事業会計	2,462,862	2,103,810	359,052	117.1
合 計	127,776,342	122,727,288	5,049,054	104.1

（注1）「当初予算額」は、収益的支出（損益勘定）及び資本的支出（資本勘定）の予算額を合計したものである。

（注2）金額は、表示単位未満切捨てのため合計と符合しないことがある（次頁以降同様）。

2 当初予算額総括表

(単位 千円)

会 計 名	勘定 区分	収 入 予 算 額	支 出 予 算 額	当年度損益及び 補填財源使用額の状況
水道事業会計	損益	68,048,443	60,645,790	当年度利益剰余金 5,000,381 (前年度利益剰余金 1,323,792)
	資本	21,189,416	41,032,700	補填財源使用額 19,843,284
	計	89,237,859	101,678,490	
電気事業会計	損益	10,255,928	8,419,536	当年度利益剰余金 1,368,503 (前年度利益剰余金 2,691,090)
	資本	398,871	5,480,161	補填財源使用額 5,081,290
	計	10,654,799	13,899,697	
公営企業資金等 運用事業会計	損益	1,210,143	1,751,825	当年度欠損金 △ 522,728 (前年度利益剰余金 320,404)
	資本	4,454,924	4,742,843	補填財源使用額 287,919
	計	5,665,067	6,494,668	
相模川総合開発 共同事業会計	損益	2,637,382	2,637,382	
	資本	603,243	603,243	
	計	3,240,625	3,240,625	
酒匂川総合開発 事業会計	損益	1,998,651	1,998,651	
	資本	464,211	464,211	
	計	2,462,862	2,462,862	
合 計	損益	84,150,547	75,453,184	当年度利益剰余金 5,846,156 (前年度利益剰余金 4,335,286)
	資本	27,110,665	52,323,158	補填財源使用額 25,212,493
	計	111,261,212	127,776,342	

(注) 「前年度利益剰余金」は、令和6年度当初予算に基づいた数値である。

Ⅱ 水道事業

1 予算の概要

(1) 令和7年度水道事業会計当初予算額

(単位 千円)

科 目 等			年 度	令和 7 年度 当初予算額 A	令和 6 年度 当初予算額 B	増減額 A－B	
収益的 収 支	収 益 的 収 入			a	68, 048, 443	63, 015, 385	5, 033, 058
	内 訳	水 道 料 金			59, 848, 899	54, 453, 717	5, 395, 182
		水 道 利 用 加 入 金			1, 876, 865	1, 962, 811	△ 85, 946
		そ の 他 収 入			6, 322, 679	6, 598, 857	△ 276, 178
	収 益 的 支 出			b	60, 645, 790	59, 308, 115	1, 337, 675
	内 訳	職 員 費			6, 727, 759	6, 387, 042	340, 717
		受 水 費			14, 996, 180	15, 119, 418	△ 123, 238
		動力費、薬品費及び修繕費			9, 858, 627	9, 258, 570	600, 057
		減 価 償 却 費 等			15, 674, 758	15, 684, 703	△ 9, 945
		支 払 利 息			1, 473, 812	1, 452, 630	21, 182
そ の 他 支 出			11, 914, 654	11, 405, 752	508, 902		
消 費 税 等 資 本 的 収 支 調 整 額			c	2, 402, 272	2, 383, 478	18, 794	
当 年 度 利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (a - b - c)			d	5, 000, 381	1, 323, 792	3, 676, 589	
資本的 収 支	資 本 的 収 入			①	21, 189, 416	21, 084, 557	104, 859
	資 本 的 支 出			②	41, 032, 700	40, 785, 542	247, 158
	内 訳	建 設 改 良 事 業 費 等			27, 716, 051	27, 643, 723	72, 328
		元 金 償 還 金			13, 316, 649	13, 141, 819	174, 830
	資本的収支差引額 (① - ②)				△ 19, 843, 284	△ 19, 700, 985	△ 142, 299

(参考)

資金 収支	前年度末資金残高③	5,530,575	8,376,456	△ 2,845,881
	当年度分資金収支④	948,057	△ 2,845,881	3,793,938
	資金残高 (③＋④)	6,478,632	5,530,575	948,057

(注1) 令和6年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、令和5年度決算を反映させた額である。

(注2) 「当年度分資金収支」は、当年度利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

(2) 水道料金収入の状況

水道料金収入については、令和6年10月から段階的に改定する（※）ことによる増収分を加えた約598億円を見込んでいます。

（※）神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例（令和6年3月26日公布）による改定

ア 水道料金収入

区 分 \ 年 度	令 和 7 年 度 当 初 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 額	増 減	前年度対比
給 水 区 域	12市6町	12市6町	-	-
給 水 戸 数	1,437,985戸	1,429,313戸	8,672戸	100.6 %
給 水 人 口	2,849,172人	2,871,529人	△22,357人	99.2 %
水 道 料 金	59,848,899千円	54,453,717千円	5,395,182千円	109.9 %

イ 給水量

(単位 m³)

区 分 \ 年 度	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減	前年度対比
年 間 総 給 水 量	298,631,000	299,514,138	△ 883,138	99.7 %

2 主要事業の概要

事業の対象区域（給水区域）
相模原市（一部の地域を除く）、平塚市（一部の地域を除く）、鎌倉市、藤沢市、小田原市の一部、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町（一部の地域を除く）、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町の一部、愛川町の一部

（１）将来にわたり適切に管理された水道

ア 管路更新推進事業

18,653,325千円

「災害・事故にも強い水道」を目指し、水道を支える基幹管路、復旧に時間を要する管路や災害時に拠点となる重要施設（病院、避難所など）への供給管路から整備していく「戦略的な管路整備」を推進する。（資料１（P16））

イ 水道システムの再構築に向けた取組【ゼロ予算】

—

県内水道４事業者との連携の下、水道施設の効率化・強靱化・脱炭素化を目指し、「浄水場の統廃合（11⇒８浄水場）」、「より上流からの取水」、「取水から浄水までの一体的な運用」に取り組む。

ウ 浄水場の再整備（寒川浄水場）【一部再掲】

761,004千円

「水道システムの再構築」に向け、寒川第２浄水場を令和12年度を目途に廃止することとし、廃止後も安定的な給水を継続するために必要な整備に取り組む。

（新）エ 県営水道出先組織再編に向けた施設整備

46,481千円

戦略的な管路整備等の効果的・効率的な推進や頻発化・激甚化する自然災害、漏水事故等に対応できる組織づくりとして、令和12年度を目標に水道部の出先組織の再編を行うため、大和水道営業所の建替に着手する。（資料２（P17））

オ 電気機械設備等更新事業

4,027,620千円

安定給水の確保を図るため、浄水場、配水池、ポンプ所等の老朽化した電気設備などを更新する。

（新）カ 寒川浄水場排水処理施設管理運営事業

— 千円※

令和８年度から令和12年度までの間、寒川浄水場の排水処理施設の維持管理・運営を民間業者に一括して委託することにより、引き続き、効率的な施設の運用や浄水発生土の再生利用を行う。

（債務負担行為 2,788,377千円 令和７年度から令和12年度）

キ ドローン活用強化事業

1,165千円

効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンを水管橋など近接して目視が困難な水道施設の点検に活用する。

※ 複数年の債務負担行為を設定しているが、令和７年度の支出を伴わないため、支出予算額としては「— 千円」と記載している。

(2) 災害・事故にも強い水道

ア 効果的な漏水対策

258,896千円

漏水事故を未然防止するため、基幹管路や国県道に埋設されている老朽管等の漏水調査を実施する。

イ 水道施設耐震化事業【一部再掲】

18,989,310千円

地震災害等による発災直後の断水戸数の減少や復旧日数を短縮するため、「戦略的な管路整備」による管路の耐震化を進めるとともに、配水池・水管橋の耐震化にも取り組む。(資料3 (P18))

ウ 水道施設停電対策事業

92,142千円

配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けることができるようにポンプ所受電設備の更新や非常用発電設備の設置を行う。(資料3 (P18))

・非常用発電設備の設置

(債務負担行為 429,759千円 令和7年度から令和8年度)

新 エ 加圧給水車の配備

— 千円※

水道施設の老朽化等による突発的な断水事故や、想定外の濁水が発生した場合などに迅速な応急給水を行うため、「県営水道出先組織再編計画」を踏まえ再編統合予定の各水道営業所に加圧給水車を計画的に配備する。(資料3 (P18))

(債務負担行為 19,771千円 令和7年度から令和8年度)

新 オ 仮設受水槽の配備

12,375千円

災害による大規模断水発生時に応急給水を行う際、仮設受水槽を使用することで給水を迅速かつ効果的に実施することができることから、各市町が行う応急給水を支援するため仮設受水槽を購入する。(資料3 (P18))

カ 谷ヶ原浄水場の火山対策

128,953千円

富士山が噴火した場合の降灰による原水水質の変化に対応するため、水の濁りを固めるための凝集剤(PAC)注入施設の増強・更新を行う。

(債務負担行為 998,063千円 令和6年度から令和8年度)

キ 災害時体制強化のための総合訓練

500千円

大規模な災害発生時における速やかな応急復旧活動の体制強化を図るため、管工事業者と応急復旧工事等に係る合同訓練を行う。

(3) 環境にやさしい水道

一部新

ア 水道施設脱炭素化事業

1,196,308千円

脱炭素社会の実現に向け、水道施設の脱炭素化をさらに進めるため、設備の高効率化や照明器具のＬＥＤ化を行うとともに、電気事業で発電した電力の寒川浄水場での活用等により、浄水場におけるＣＯ２排出量を大幅に削減する。（資料４（Ｐ１９））

・ポンプ設備の更新

（債務負担行為 602,103千円 令和７年度から令和８年度）

・照明器具のＬＥＤ化

（債務負担行為 142,506千円 令和７年度から令和９年度）

新

イ 庁舎等照明ＬＥＤ化ＥＳＣＯ事業【再掲】

607千円

県庁の率先実行である「県有施設の省エネルギー対策の徹底」に資するため、原則令和９年度までに企業庁施設においてＥＳＣＯ事業を活用した照明のＬＥＤ化に取り組む。（資料４（Ｐ１９））

（債務負担行為 142,506千円 令和７年度から令和９年度）【再掲】

(4) 経営基盤の確立された水道

ア 水道料金関連業務委託事業

1,795,784千円

水道営業所における料金関連業務について、より一層の業務効率化を図るため、メーター検針業務、未納整理業務、窓口収納業務等の料金取扱業務を一括して民間事業者に委託する。

（債務負担行為 1,225,407千円 令和４年度から令和７年度）

（債務負担行為 1,363,234千円 令和５年度から令和８年度）

（債務負担行為 3,061,845千円 令和６年度から令和９年度）

（債務負担行為 1,411,683千円 令和７年度から令和１０年度）

イ 給水装置工事システム再構築事業

27,752千円

紙による窓口申請のみとなっている給水装置工事申請について、オンライン化による来所レスなど工事事業者の利便性の向上と、業務の効率化を図るため、申請手続きの電子化に向けた「（仮称）給水装置工事オンラインシステム」の開発に着手する。

（資料５（Ｐ２０））

（債務負担行為 338,275千円 令和７年度から令和９年度）

ウ 水道スマートメーター導入に向けた取組【ゼロ予算】

—

水道スマートメーターの早期導入と電気・水道の共同検針の実現に向けて、東京電力パワーグリッド株式会社と共同で、水道スマートメーターから電力スマートメーターまでの通信信頼性を検証するプレフィールドテストを行う。

エ 漏水調査方法の研究【ゼロ予算】

—

従来の音聴調査等で発見困難な漏水も早期に発見できるよう、水道管内調査装置等の技術を民間企業と共同研究するなど、効果的な漏水調査方法の研究を行う。

新 オ 水道工事における施工管理の効率化と施工品質の向上【再掲】 7,650千円

水道管を新たに設置する際に、これまで手作業で行っていた水道管の接合具合の測定とその記録書類等の作成を、モバイル端末を利用した施工支援システムを導入することで自動化し、水道工事業者の業務負担の軽減と施工品質の向上を図る。

(資料6 (P21))

新 カ デジタル技術を活用した水道の普及啓発 11,568千円

VRなどのデジタル技術を活用して場所にとらわれない広報を進めることを目的に、小学校の学習教材をデジタル化する「バーチャル浄水場(令和6年度)」に続き、水源から家庭に水が届くまでの過程を学ぶための動画を制作する。(資料7 (P22))

(5) 信頼に応える水道

ア 箱根地区水道事業包括委託事業 1,318,640千円

箱根地区において引き続き安定的かつ効率的な水道事業の運営を行うため、平成26年度から開始した取組によって構築した公民連携モデルにより、水道事業の包括委託(第3期)を行う。

(債務負担行為 12,277,635千円 令和5年度から令和15年度)

イ 海外への水道技術協力事業 8,366千円

企業庁が培ってきた技術力等を活かし、海外の公衆衛生向上に貢献するため、ベトナム・ランソン省及びフンイエン省と締結した覚書に基づき、水量管理計画立案の指導や研修等を実施し、技術協力を進める。

ウ 障害福祉サービス事業所への水道メーター分解作業業務委託事業 6,842千円

障害福祉サービス事業所の受注拡大と障がい者の経済的自立の促進等に寄与するため、処分予定の使用済水道メーターを分解し分別する作業を給水区域内の障害福祉サービス事業所に委託する。

・委託数量 32,000個

エ 施工時期の平準化に向けた取組

県内中小企業への支援対策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為（ショート債務）※を設定する。

※令和7年度設定工事本数42本（令和6年度設定工事本数40本）

（債務負担行為 3,422,844千円 令和7年度から令和8年度）

参考 ゼロ県債の設定（当該年度の支出がゼロの県費債務負担行為）

令和6年度11月補正予算（令和6年12月19日議決）

設定工事本数 69本（債務負担行為 6,815,637千円 令和6年度から令和7年度）

<内訳>

・水道事業会計	66本	5,549,933千円
・電気事業会計	2本	1,130,129千円
・酒匂川総合開発事業会計	1本	135,575千円

Ⅲ 電気事業

1 予算の概要

(1) 令和7年度電気事業会計当初予算額

(単位 千円)

科 目 等			年 度	令和7年度 当初予算額 A	令和6年度 当初予算額 B	増減額 A－B	
収 益 的 収 支	収 益 的 収 入			a	10,255,928	11,840,189	△ 1,584,261
	内 訳	水 力 発 電 料 金 収 入			7,585,932	9,145,138	△ 1,559,206
		太 陽 光 発 電 料 金 収 入			117,883	119,074	△ 1,191
		そ の 他 収 入			2,552,113	2,575,977	△ 23,864
	収 益 的 支 出			b	8,419,536	8,890,873	△ 471,337
	内 訳	職 員 費			1,697,970	1,622,862	75,108
		修 繕 費 、 委 託 費			3,344,579	3,177,594	166,985
		減 価 償 却 費 等			1,504,736	1,474,616	30,120
		支 払 利 息			3,315	11,938	△ 8,623
		そ の 他 支 出			1,868,936	2,603,863	△ 734,927
消 費 税 等 資 本 的 収 支 調 整 額			c	467,889	258,226	209,663	
当 年 度 利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (a－b－c)			d	1,368,503	2,691,090	△ 1,322,587	
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入			①	398,871	354,276	44,595
	資 本 的 支 出			②	5,480,161	3,551,718	1,928,443
	内 訳	建 設 改 良 事 業 費 等			5,359,485	3,197,239	2,162,246
		元 金 償 還 金			120,676	354,479	△ 233,803
	資 本 的 収 支 差 引 額 (①－②)				△ 5,081,290	△ 3,197,442	△ 1,883,848

(参考)

資金収支	前年度末資金残高③	18,506,720	17,576,870	929,850
	当年度分資金収支④	△ 1,814,288	929,850	△ 2,744,138
	資金残高(③＋④)	16,692,432	18,506,720	△ 1,814,288

(注1) 令和6年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、令和5年度決算を反映させた額である。
(注2) 「当年度分資金収支」は、当年度利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

2 主要事業の概要

事業の対象区域
全市町村

※「ダム・発電所地域振興助成事業」
は相模原市、山北町、箱根町、愛川
町、清川村、山梨県上野原市

(1) 県民から信頼される事業運営

ア ダム・発電所地域振興助成事業

18,000千円

県営電気事業に対する理解・協力と地域振興に資するため、発電所等所在市町村が実施するダム・発電所を活用した事業に対して助成を行う。

(2) 施設の将来を見据えた整備

ア 相模ダムリニューアル事業

3,758,575千円

相模ダムを将来にわたり健全に保ち、ダムの機能を維持するため、令和5年度に策定した実施計画に基づき、老朽化したダムのゲートの取替えや、ダム直下流の洗堀された河床等の保護を行うための工事等を進める。(資料8(P23))

(継続費 10,963,000千円 令和6年度から令和10年度)

新 イ 城山発電所再整備事業

98,600千円

城山発電所の1、2号機について、老朽化対策と併せて発電能力を強化するため最新機器への更新を行う。(資料9(P24))

(継続費 7,169,000千円 令和7年度から令和11年度)

(3) 施設の適切な維持管理

ア 相模貯水池管理事業

718,470千円

発電用水及び水道水の安定供給を図るため、相模ダム・沼本ダム諸設備の整備等を行う。

イ 相模貯水池堆砂対策事業

1,797,751千円

相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の維持を図るため、相模貯水池堆砂対策事業計画に基づき堆積土砂の除去等を行う。

・堆積土砂しゅんせつ工事 15万m³

ウ 道志調整池保全対策事業

278,159千円

道志調整池の上流域の災害防止と発電使用水量の確保を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

エ 水力発電所オーバーホール事業

— 千円※

電力の安定供給を図るため、早川発電所発電機の大規模な修繕(オーバーホール)等を行う。

(債務負担行為 1,138,532千円 令和6年度から令和8年度)

- オ ドローン活用強化事業 1,779千円
- 効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンをダム施設などの点検に活用する。

(4) 脱炭素社会の実現に向けた取組

- ア 蓄電所導入に向けた取組 19,000千円
- 再生可能エネルギーを効果的に活用して電力をためる「蓄電所」の新規導入に向け、令和6年度に調査した建設条件を基に、企業庁未利用地の有力候補地に対して、建設規模の検討やビジネスモデルの具体的な調査を行う。(資料10(P25))

- ⑨ イ 庁舎等照明LED化ESCO事業 315千円
- 県庁の率先実行である「県有施設の省エネルギー対策の徹底」に資するため、原則令和9年度までに企業庁施設においてESCO事業を活用した照明のLED化に取り組む。
- (債務負担行為 47,406千円 令和7年度から令和9年度)

(5) 経営基盤の強化

- ア 水力発電所スマート保安システム導入事業 ー 千円※
- 水力発電所の効率的な保守管理の実現と停止時間の短縮を目的に、設備の状態信号や計測値などのデータを遠隔で収集・解析が可能となるスマート保安システムの導入を計画的に進める。
- (債務負担行為 191,037千円 令和7年度から令和9年度)

IV 公営企業資金等運用事業

1 予算の概要

(1) 令和7年度公営企業資金等運用事業会計当初予算額

(単位 千円)

勘定区分	令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減額	区 分	令和7年度	令和6年度	増減額
損益	収入 1,210,143	967,197	242,946	当 年 度 利 益 剰 余 金	△ 522,728※	320,404	△ 843,132
	支出 1,751,825	668,082	1,083,743	又 は 欠 損 金			
資本	収入 4,454,924	3,984,421	470,503	補 填 財 源	287,919	608,077	△ 320,158
	支出 4,742,843	4,592,498	150,345	使 用 額			
計	収入 5,665,067	4,951,618	713,449				
	支出 6,494,668	5,260,580	1,234,088				

※ 所有不動産であるプロミティふちのべビルの建物等について、減損損失を計上した結果、欠損金が生じる。

2 主要事業の概要

事業の対象区域
全市町村

(1) 資金・資産の効果的な活用

ア 水道事業会計への長期貸付金

4,500,000千円

(単位 千円)

区分	貸付総額	令和6年度末 貸付残高	令和7年度		令和7年度末 貸付残高
			貸付額	償還額	
水道事業会計	80,400,000	54,122,232	4,500,000	4,010,028	54,612,203
相模原市	162,660	13,659	-	7,569	6,090
計	80,562,660	54,135,891	4,500,000	4,017,597	54,618,293

(2) 情報収集・情報発信の強化

ア LINEによる情報発信

11,521千円

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、突発断水等に関する情報やダム放流情報などを効果的に発信する。

(3) 職場環境の整備

新 ア オフィス環境改善事業

69,000千円

働きやすい職場環境をつくり、働き方改革を進め、質の高い県民サービスの提供につなげるため、オフィス環境を改善する。

V 相模川総合開発共同事業

1 予算の概要

(1) 令和7年度相模川総合開発共同事業会計当初予算額

(単位 千円)

勘定区分		令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減額
損益	収入	2,637,382	2,527,023	110,359
	支出	2,637,382	2,527,023	110,359
資本	収入	603,243	299,627	303,616
	支出	603,243	299,627	303,616
計	収入	3,240,625	2,826,650	413,975
	支出	3,240,625	2,826,650	413,975

2 主要事業の概要

事業の対象区域(事業者)
神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市

(1) 貯水池等の管理

ア 城山ダム施設管理事業

2,141,746千円

城山ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設及び城山貯水池(津久井湖)の維持管理等保全対策を行う。

・受変電設備更新工事

(債務負担行為 387,976千円 令和5年度から令和7年度)

・放流警報設備更新工事

(債務負担行為 172,750千円 令和6年度から令和7年度)

・ITV設備更新工事

(債務負担行為 67,661千円 令和6年度から令和7年度)

・放流警報設備更新工事

(債務負担行為 134,720千円 令和7年度から令和8年度)

・城山ダムエレベータ設備改良工事

(債務負担行為 109,934千円 令和7年度から令和8年度)

イ 城山貯水池の堆砂対策

181,554千円

城山貯水池の上流域の災害防止を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

Ⅵ 酒匂川総合開発事業

1 予算の概要

(1) 令和7年度酒匂川総合開発事業会計当初予算額

(単位 千円)

勘定区分		令和7年度 当初予算額	令和6年度 当初予算額	増減額	
損益	収入	1,998,651	2,093,000	△	94,349
	支出	1,998,651	2,093,000	△	94,349
資本	収入	464,211	10,810		453,401
	支出	464,211	10,810		453,401
計	収入	2,462,862	2,103,810		359,052
	支出	2,462,862	2,103,810		359,052

2 主要事業の概要

事業の対象区域(事業者)
神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社

(1) 貯水池等の管理

ア 三保ダム施設管理事業

1,109,053千円

三保ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設の維持管理等保全対策を行う。

- ・多重無線設備更新工事

(債務負担行為 232,529千円 令和7年度から令和8年度)

イ 貯水池等保全対策事業

1,307,559千円

三保貯水池(丹沢湖)の保全を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

- ・流芥処理施設更新工事

(債務負担行為 336,490千円 令和6年度から令和7年度)

管路更新推進事業

1 目的

「災害・事故にも強い水道」を目指し、水道を支える基幹管路、復旧に時間を要する管路や災害時に拠点となる重要施設（病院、避難所など）への供給管路から整備していく「戦略的な管路整備」を推進する。

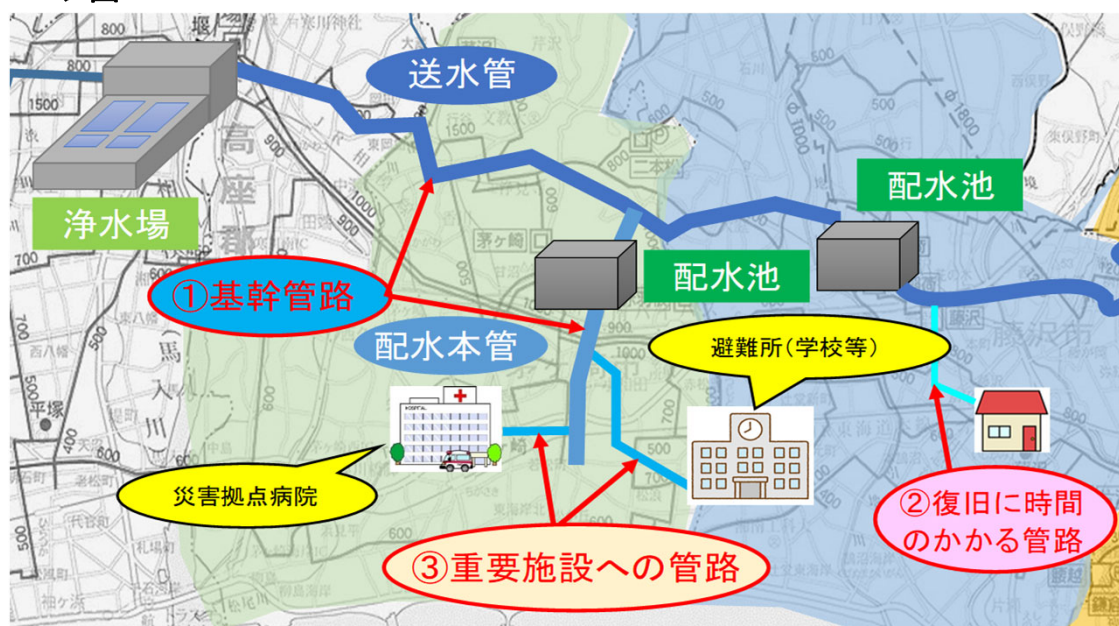
2 予算額

18,653,325千円

3 事業内容

「戦略的な管路整備」として、「①断水の影響が広範囲に及ぶ基幹管路の更新に重点化」、「②復旧に時間がかかる管路を優先的に更新」、「③災害時に拠点となる重要施設への供給管路を優先して更新」に取り組むこととし、発災直後の断水戸数の減少や復旧日数の短縮を目指す。

イメージ図



<30年後被災時の試算>

30年後	総更新 延長 (km/年)	基幹管路 耐震 適合率	全管路 耐震管率	施設整備の効果		
				発災直後 断水戸数 (戸)	延べ 断水戸数 (戸)	復旧 日数 (日)
2020(R2)年度 ペースでの耐震化	76	86%	48%	64万	1,103万	30
戦略的な管路更新 での耐震化	83	100%	51%	11万	112万	18

問合せ先

企業局水道部水道施設課 課長 大野 電話 045-210-7270

⑧ 県営水道出先組織再編に向けた施設整備

1 目的

戦略的な管路整備等の効果的・効率的な推進や頻発化・激甚化する自然災害、漏水事故等に迅速に対応できる組織づくりとして、令和12年度を目標に水道部の出先組織の再編を行うため、大和水道営業所の建替に着手する。

2 予算額

46,481千円

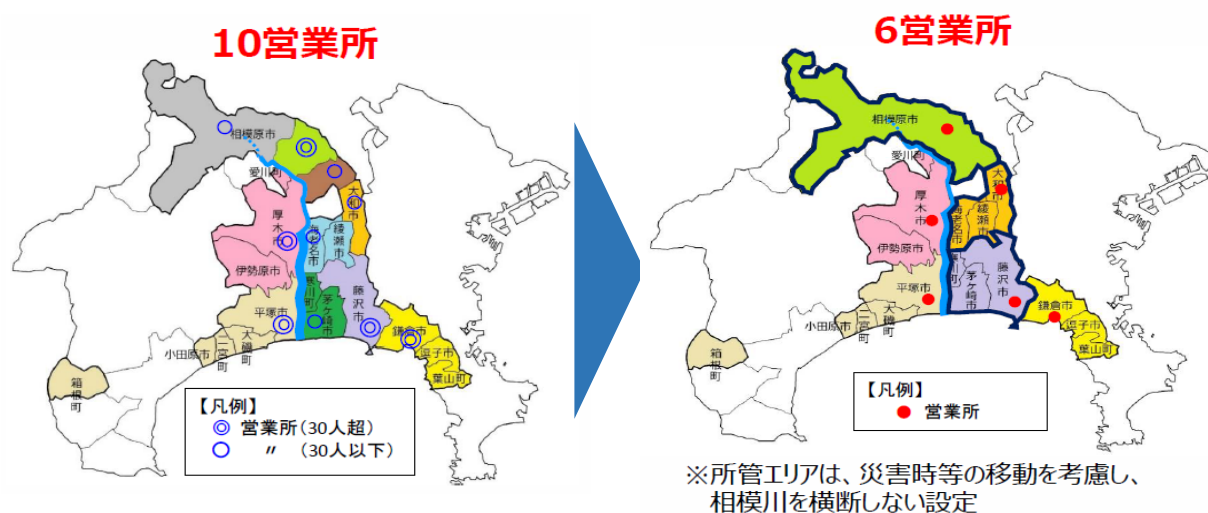
3 事業内容

建設から50年以上が経過する大和水道営業所庁舎について、出先組織の再編に伴い、海老名水道営業所と統合し、施設の拡充が必要となることから、新たな庁舎への建替に向けた基本設計等を行う。



大和水道営業所

イメージ図



問合せ先

企業局水道部水道企画担当課長 川口 電話 045-285-0865

一部新 災害対策の強化

1 目的

水道施設の耐震化・停電対策に加え、突発的な断水事故等の発生時に、迅速に応急給水が行えるよう加圧給水車を配備するとともに、各市町が行う応急給水の支援のため仮設受水槽を購入する。

2 予算額

19,093,827千円

・ 水道施設耐震化事業（一部再掲）	18,989,310千円
・ 水道施設停電対策事業	92,142千円
（債務負担行為設定	（R7）－、（R8）429,759千円）
（新）加圧給水車の配備	－千円
（債務負担行為設定	（R7）－、（R8）19,771千円）
（新）仮設受水槽の配備	12,375千円

3 事業内容

（1）水道施設耐震化事業

地震災害等による発災直後の断水戸数の減少や復旧日数を短縮するため、「戦略的な管路整備」による管路の耐震化や、配水池等の耐震化に取り組む。

（2）水道施設停電対策事業

配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けることができるようにポンプ所受電設備の更新や非常用発電設備の設置を行う。

（3）（新）加圧給水車の配備

水道施設の老朽化等による突発的な断水事故や、想定外の濁水が発生した場合などに迅速な応急給水を行うため、「県営水道出先組織再編計画」を踏まえ再編統合予定の各水道営業所に加圧給水車を計画的に配備する。

（4）（新）仮設受水槽の配備

災害による大規模断水発生時に応急給水を行う際、仮設受水槽を使用することで給水を迅速かつ効果的に実施することができることから、各市町が行う応急給水を支援するため仮設受水槽を購入する。



能登半島地震支援(加圧給水車)



能登半島地震支援(仮設受水槽)

問合せ先

【給水車・受水槽】	企業局総務室企画調整担当課長 杉山 電話 045-210-7012
【水道施設耐震化】	企業局水道部水道施設課 課長 大野 電話 045-210-7270
【水道施設停電対策】	企業局水道部浄水課 課長 吉井 電話 045-210-7280

水道施設脱炭素化事業

1 目的

脱炭素社会の実現に向け、水道施設の脱炭素化をさらに進めるため、設備の高効率化や照明器具のLED化を行うとともに、電気事業で発電した電力の寒川浄水場での活用等により、浄水場におけるCO₂排出量を大幅に削減する。

2 予算額

1,196,308千円

・ ポンプ設備及び空調設備の省エネ化 (債務負担行為設定	1,168,431千円 (R7) ー、(R8) 602,103千円)
・ 太陽光発電設備の設置	27,270千円
(新) 庁舎等照明LED化ESCO事業 (債務負担行為設定 (R7) ー、(R8) 141,411千円、(R9) 1,095千円)	607千円

※ 寒川浄水場における電力の自己活用分は動力費で計上。

3 事業内容

(1) ポンプ設備及び空調設備の省エネ化

谷ヶ原浄水場管内等のポンプ設備や藤沢水道営業所の空調設備について、老朽化した設備の更新に併せ、設備の高効率化を図る。(CO₂削減量:約110t/年)

(2) 太陽光発電設備の設置

新たに建設する七沢加圧ポンプ所に太陽光発電設備を設置する。(CO₂削減量:約2t/年)

(3) (新) 庁舎等照明LED化ESCO事業

企業庁施設の照明を令和9年度までに原則LED化するため、ESCO事業を活用した照明のLED化に取り組む。

(4) 寒川浄水場における電力の自己活用

寒川浄水場において使用するポンプ設備等の電力について、電気事業で発電した電力を活用することにより、浄水場におけるCO₂排出量の削減を図る。(CO₂削減量:約21,121t/年)



ポンプ設備 (及川ポンプ所)



太陽光発電設備 (相模原水道営業所)

問合せ先

【LED化】	企業局総務室企画調整担当課長 杉山 電話 045-210-7012
【水道営業所】	企業局財務部財産管理課 課長 平野 電話 045-210-7050
【ポンプ・浄水場等】	企業局水道部浄水課 課長 吉井 電話 045-210-7280

給水装置工事システム再構築事業

1 目的

紙による窓口申請のみとなっている給水装置工事申請について、オンライン化による来所レスなど工事事業者の利便性の向上と、業務の効率化を図るため、申請手続きの電子化に向けた「（仮称）給水装置工事オンラインシステム」の開発に着手する。

2 予算額

27,752千円

（債務負担行為設定 ⑦ 27,752千円、⑧ 159,851千円、⑨ 150,672千円）

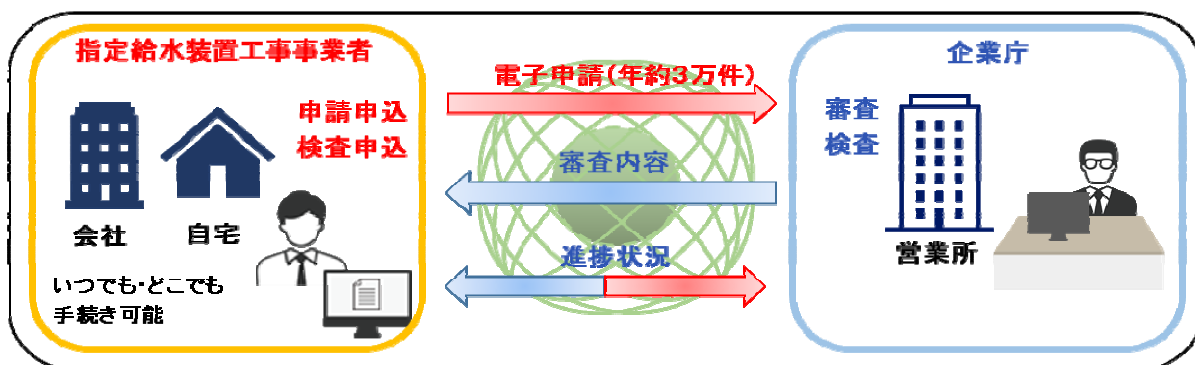
3 事業内容

給水装置工事に係る申請、審査及び施行承認から精算まで一連の紙面による手続き・窓口対面業務などをオンライン化によって変革し、来所レスなどを実現するとともに、工事事業者の利便性やサービス向上、職員業務の効率化を図る。

4 スケジュール（予定）

	R7年度	R8年度	R9年度
基本・詳細設計	→	基本・詳細設計	
システム構築		→	プログラム開発 テスト・操作研修 ▲稼働

イメージ図



問合せ先

【システムに関すること】企業局財務部情報管理課 課長 小澤 電話 045-210-7061
 【工事申請に関すること】企業局水道部水道施設課 課長 大野 電話 045-210-7270

⑧ 水道工事における施工管理の効率化と施工品質の向上

1 目的

水道管を新たに設置する際に、これまで手作業で行っていた水道管の接合具合の測定とその記録書類等の作成を、モバイル端末を利用した施工支援システムを導入することで自動化し、水道工事業者の業務負担の軽減と施工品質の向上を図る。

2 予算額

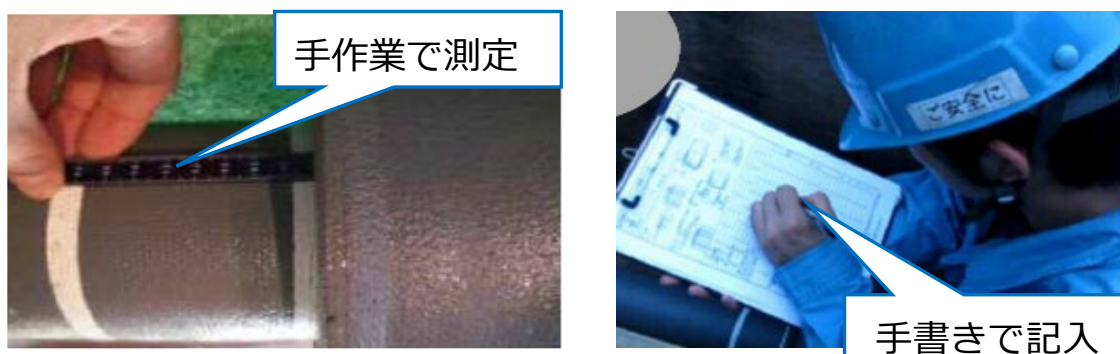
7,650千円（再掲）

3 事業内容

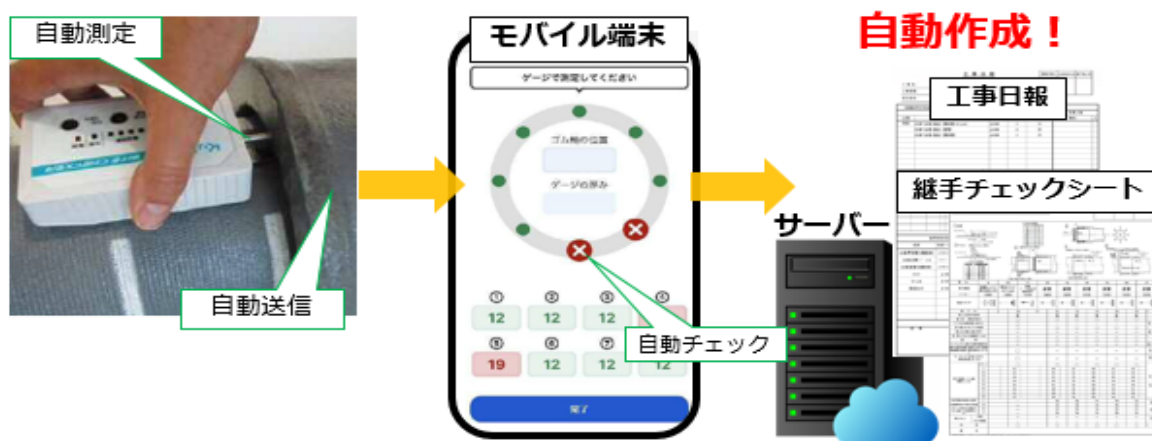
水道工事の現場業務を担う工事受注者の負担軽減に向けた取組を進めるため、水道工事の施工支援システムの導入を推進し、施工管理の効率化を図る。

イメージ図

【従来の測定】



【システムによる測定】



問合せ先

企業局水道部計画課 課長 若林 電話 045-210-7250

⑧ デジタル技術を活用した水道の普及啓発

1 目的

VRなどのデジタル技術を活用して場所にとらわれない広報を進めることを目的に、小学校の学習教材をデジタル化する「バーチャル浄水場（令和6年度）」に続き、水源から家庭に水が届くまでの過程を学ぶための動画を制作する。

2 予算額

11,568千円

3 事業内容

デジタル技術を活用した「場所にとらわれない広報」にシフトするため、ドローンやVR映像などのデジタル技術を活用することにより、視聴者自らが操作し、バーチャル体験できる動画を制作する。

イメージ図

来て・見る展示



神奈川県水道記念館の展示ジオラマ

バーチャル体験

水源やダムを空中から自由に観察



水道管の入れ替えを
動画で体験

問合せ先

企業局水道部経営課 課長 藤本 電話 045-210-7210

相模ダムリニューアル事業

1 目的

相模ダムを将来にわたり健全に保ち、ダムの機能を維持するため、令和5年度に策定した実施計画に基づき、老朽化したダムのゲートの取替えや、ダム直下流の洗堀された河床等の保護を行うための工事等を進める。

[事業の概要] 下流施設工事

放流施設工事

付帯工事等

[概算工事費] 420億円

2 予算額

3,758,575千円

- ・ 下流施設工事（本体工事） 2,756,442千円
 - ・ 付帯工事（電気機械工事）等 1,002,133千円
- （継続費設定 10,963,000千円（下流施設工事、付帯工事等）
 (R6) 1,480,000千円、(R7) 3,587,000千円、(R8) 2,699,000千円、
 (R9) 1,764,000千円、(R10) 1,433,000千円）

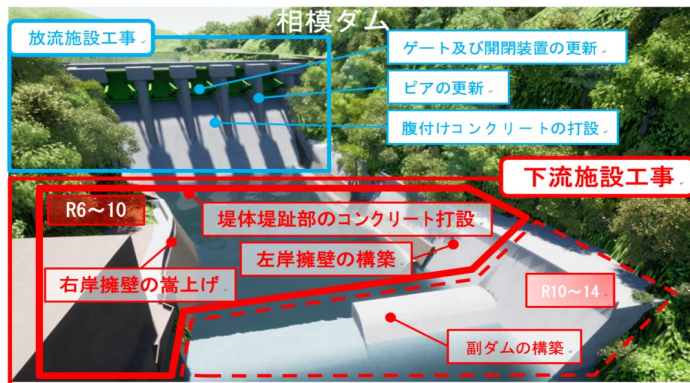
3 事業内容

(1) 下流施設工事（本体工事）

実施設計等の成果を基に、仮
 栈橋や仮締切の構築等を行う。

(2) 付帯工事（電気機械工事）等

既設ゲート開閉装置の整備・
 移設などを行うとともに、設備
 の詳細設計などの調査・設計委
 託を行う。



4 スケジュール（予定）

種 別	R6	R7	R8	R9	～	R14	～	R21	R22	R23	R24
下流施設工事											
放流施設工事											
付帯工事											

<参考> 調査・検討期間：令和元年度から令和5年度

問合せ先

企業局利水電気部利水課 課長 鶴井 電話 045-210-7230

❶ 城山発電所再整備事業

1 目的

城山発電所の1、2号機について、老朽化対策と併せて発電能力を強化するため最新機器への更新を行う。

[事業の概要] 1・2号機ポンプ水車発電機再整備工事

付帯工事（屋外機器工事）等

[概算工事費] 333億円

2 予算額

98,600千円

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ・ 1・2号機ポンプ水車発電機再整備工事 | 70,000千円 |
| ・ 付帯工事（屋外機器工事）等 | 28,600千円 |
| (継続費設定 7,169,000千円) | |
| ⑦ 70,000千円、⑧ 228,000千円、⑨ ー千円、 | |
| ⑩ 2,632,000千円、⑪ 4,239,000千円) | |

3 事業内容

- (1) 1・2号機ポンプ水車発電機再整備工事
ポンプ水車発電機などの発電・揚水を行うための主要機器を最新機器に更新する。
- (2) 付帯工事（屋外機器工事）等
主要機器の更新に合わせて屋外機器等を更新する。



城山発電所

4 スケジュール（予定）

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1・2号機ポンプ水車発電機再整備工事	→	→					→	→	
	計画準備期間	2号機改修			2号機運転		1号機改修	1号機運転	
付帯工事（屋外機器工事）等	→								

問合せ先

企業局利水電気部発電課 課長 蔵本 電話 045-210-7290

蓄電所導入に向けた取組

1 目的

再生可能エネルギーを効果的に活用して電力をためる「蓄電所」の新規導入に向け、令和6年度に調査した建設条件を基に、企業庁未利用地の有力候補地に対して、建設規模の検討やビジネスモデルの具体的な調査を行う。

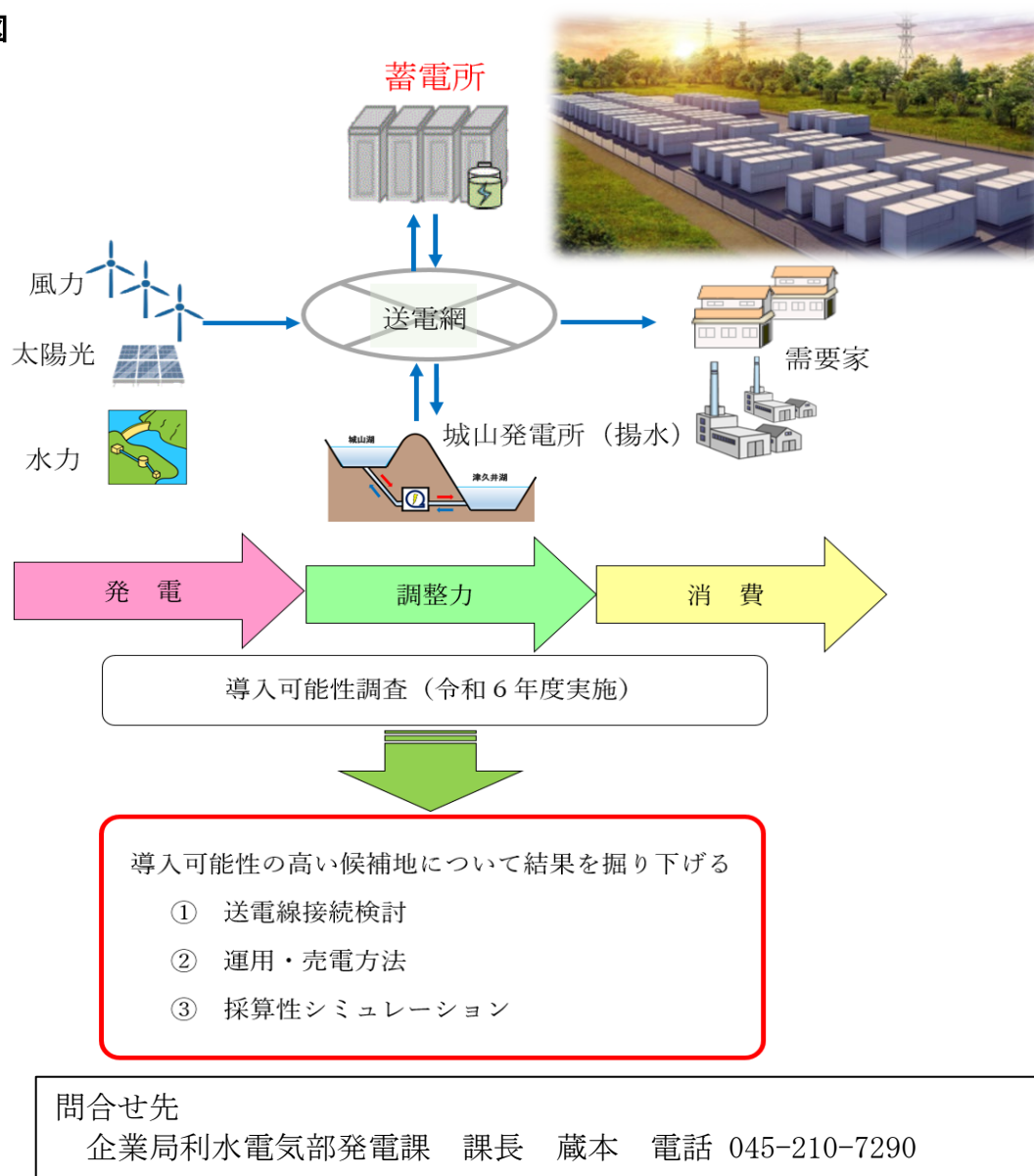
2 予算額

19,000千円

3 事業内容

令和6年度に実施している導入可能性調査の結果を受け、送電線接続に係る詳細検討や、建設後の運用方法・売電方法などの調査を進め、将来にわたる維持管理費用を含めた採算性のシミュレーションを行う。

イメージ図



Ⅶ 令和6年度2月補正予算額総括表

(単位 千円)

会 計 名	勘定区分		補正前の額	補正額	計	区 分	補正前の額	補正額	計
水 道 事 業 会 計	損益	収入	63,015,385	—	63,015,385	当年度 利 益 剰余金	1,323,792	—	1,323,792
		支出	59,308,115	—	59,308,115				
	資本	収入	21,084,557	2,806,143	23,890,700	補 填 財 源 使用額	19,700,985	336,502	20,037,487
		支出	40,785,542	3,142,645	43,928,187				
	計	収入	84,099,942	2,806,143	86,906,085				
		支出	100,093,657	3,142,645	103,236,302				
電 気 事 業 会 計	損益	収入	11,840,189	—	11,840,189	当年度 利 益 剰余金	2,691,090	—	2,691,090
		支出	8,890,873	—	8,890,873				
	資本	収入	354,276	—	354,276	補 填 財 源 使用額	3,197,442	—	3,197,442
		支出	3,551,718	—	3,551,718				
	計	収入	12,194,465	—	12,194,465				
		支出	12,442,591	—	12,442,591				
公営企業資金等 運用事業会計	損益	収入	967,197	—	967,197	当年度 利 益 剰余金	320,404	—	320,404
		支出	668,082	—	668,082				
	資本	収入	3,984,421	—	3,984,421	補 填 財 源 使用額	608,077	—	608,077
		支出	4,592,498	—	4,592,498				
	計	収入	4,951,618	—	4,951,618				
		支出	5,260,580	—	5,260,580				
相模川総合開発 共同事業会計	損益	収入	2,527,023	—	2,527,023	当年度 利 益 剰余金	0	—	0
		支出	2,527,023	—	2,527,023				
	資本	収入	299,627	—	299,627	補 填 財 源 使用額	—	—	—
		支出	299,627	—	299,627				
	計	収入	2,826,650	—	2,826,650				
		支出	2,826,650	—	2,826,650				
酒匂川総合開発 事業 会 計	損益	収入	2,093,000	—	2,093,000	当年度 利 益 剰余金	0	—	0
		支出	2,093,000	—	2,093,000				
	資本	収入	10,810	30,943	41,753	補 填 財 源 使用額	—	—	—
		支出	10,810	30,943	41,753				
	計	収入	2,103,810	30,943	2,134,753				
		支出	2,103,810	30,943	2,134,753				
合 計	損益	収入	80,442,794	—	80,442,794	当年度 利 益 剰余金	4,335,286	—	4,335,286
		支出	73,487,093	—	73,487,093				
	資本	収入	25,733,691	2,837,086	28,570,777	補 填 財 源 使用額	23,506,504	336,502	23,843,006
		支出	49,240,195	3,173,588	52,413,783				
	計	収入	106,176,485	2,837,086	109,013,571				
		支出	122,727,288	3,173,588	125,900,876				

VIII 2月補正予算の内容

1 水道施設耐震化事業等に係る収入及び支出

国の「令和6年度補正予算（第1号）」における「防災・減災及び国土強靱化の推進」に対応し、水道施設耐震化事業等を前倒しで実施することから、事業実施に係る経費の収入及び支出を補正する。

（1）水道事業会計

ア 資本的収入

（ア）企業債の増 2,000,000千円

（イ）国庫補助金の増 806,143千円

イ 資本的支出

（ア）配水設備整備費の増 2,687,955千円

（イ）大口径老朽管リフレッシュ事業費の増 454,690千円

2 分水槽土砂吐ゲート改良工事に係る収入及び支出

分水槽土砂吐ゲート改良工事を前倒しで実施することから、設計等に係る経費の収入及び支出を補正する。

（1）酒匂川総合開発事業会計

ア 資本的収入

（ア）三保ダム施設改良受託収入の増 30,943千円

イ 資本的支出

（ア）三保ダム施設改良費の増 30,943千円

Ⅹ 令和7年第1回定例会に提案する議案の概要

1 神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例の概要

(1) 企業庁職員定数の改正

区 分	令和7年度 条例定数 (A)	令和6年度 条例定数 (B)	増 員 (A) - (B)
企 業 庁	1,004人	1,003人	1人

(2) 改正の内容

改 正	現 行																																								
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>事 務 部 局 の 区 分</th><th>定 数</th></tr> <tr> <td>知 事</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>公 営 企 業 管 理 者</td><td>1,004人</td></tr> <tr> <td>議 会</td><td rowspan="11">(略)</td></tr> <tr> <td>選 挙 管 理 委 員 会</td></tr> <tr> <td>監 査 委 員 会</td></tr> <tr> <td>人 事 委 員 会</td></tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)</td></tr> <tr> <td>教育委員会 の所管に 属する学校</td></tr> <tr> <td>校 長 及 び 教 員</td></tr> <tr> <td>そ の 他 の 職 員</td></tr> <tr> <td>小 計</td></tr> <tr> <td>労 働 委 員 会</td></tr> <tr> <td>神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td></tr> </table> 2 (略)	事 務 部 局 の 区 分	定 数	知 事	(略)	公 営 企 業 管 理 者	1,004人	議 会	(略)	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員 会	人 事 委 員 会	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	教育委員会 の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	そ の 他 の 職 員	小 計	労 働 委 員 会	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	合 計		(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>事 務 部 局 の 区 分</th><th>定 数</th></tr> <tr> <td>知 事</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>公 営 企 業 管 理 者</td><td>1,003人</td></tr> <tr> <td>議 会</td><td rowspan="11">(略)</td></tr> <tr> <td>選 挙 管 理 委 員 会</td></tr> <tr> <td>監 査 委 員 会</td></tr> <tr> <td>人 事 委 員 会</td></tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)</td></tr> <tr> <td>教育委員会 の所管に 属する学校</td></tr> <tr> <td>校 長 及 び 教 員</td></tr> <tr> <td>そ の 他 の 職 員</td></tr> <tr> <td>小 計</td></tr> <tr> <td>労 働 委 員 会</td></tr> <tr> <td>神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td></tr> </table> 2 (略)	事 務 部 局 の 区 分	定 数	知 事	(略)	公 営 企 業 管 理 者	1,003人	議 会	(略)	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 委 員 会	人 事 委 員 会	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	教育委員会 の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	そ の 他 の 職 員	小 計	労 働 委 員 会	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	合 計	
事 務 部 局 の 区 分	定 数																																								
知 事	(略)																																								
公 営 企 業 管 理 者	1,004人																																								
議 会	(略)																																								
選 挙 管 理 委 員 会																																									
監 査 委 員 会																																									
人 事 委 員 会																																									
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)																																									
教育委員会 の所管に 属する学校																																									
校 長 及 び 教 員																																									
そ の 他 の 職 員																																									
小 計																																									
労 働 委 員 会																																									
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会																																									
合 計																																									
事 務 部 局 の 区 分	定 数																																								
知 事	(略)																																								
公 営 企 業 管 理 者	1,003人																																								
議 会	(略)																																								
選 挙 管 理 委 員 会																																									
監 査 委 員 会																																									
人 事 委 員 会																																									
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)																																									
教育委員会 の所管に 属する学校																																									
校 長 及 び 教 員																																									
そ の 他 の 職 員																																									
小 計																																									
労 働 委 員 会																																									
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会																																									
合 計																																									

(3) 施行期日

令和7年4月1日

2 神奈川県県営上水道条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の内容

水道法施行令の一部改正に伴い、県営上水道の水道技術管理者等の資格要件を見直すなど、所要の改正を行う。

改 正	現 行
(布設工事監督者の資格) 第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校<u>(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校<u>(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(布設工事監督者の資格) 第49条の3 水道法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (新規) (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改 正	現 行
(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (8) (略)	(新規) (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) (略)
(水道技術管理者の資格) 第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) (略) (4) <u>管理者が別に定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u>	(水道技術管理者の資格) 第49条の4 水道法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) <u>前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) (略) (4) <u>管理者が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者</u>

(2) 施行期日

令和7年4月1日

事業名称	事業内容	予算額（千円）
		7年度 当初予算
(1) 被害軽減の取組みを加速させるハード対策		6,903,249
ア 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策		6,811,107
堆砂対策事業	上流域の災害防止及び有効貯水容量の維持又は回復を図るため、相模貯水池、道志調整池、津久井湖、丹沢湖において、堆積した土砂を計画的に除去する。	3,052,532
相模ダムリニューアル事業	相模ダムを将来にわたり健全に保ち、ダムの機能を維持するため、令和5年度に策定した実施計画に基づき、老朽化したダムのゲートの取替えや、ダム直下流の洗堀された河床等の保護を行うための工事等を進める。	3,758,575
オ 県営水道施設の災害対応力の強化		92,142
水道施設停電対策事業	配水池へ水道水を供給する揚水ポンプ所の停電対策のため、電源車等から電力の供給を受けることができるようにポンプ所受電設備の更新や非常用発電設備の設置を行う。	92,142
(2) 災害対応力の充実強化に向けたソフト対策		105,272
イ 情報受伝達機能の充実・強化		11,521
LINEを活用した情報発信	コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、突発断水等に関する情報やダム放流情報などを効果的に発信する。	11,521
ウ 災害対応体制の整備		93,751
ドローンを活用した水道施設等の点検	効率的な施設点検と災害時における迅速な状況確認を実現するため、ドローンを水管橋など近接して目視が困難な水道施設やダム施設などの点検に活用する。	3,813
応急給水体制の整備促進事業	大規模地震等の災害時における生活用水の確保を図るため、応急給水体制の整備を促進する。	89,938
合計		7,008,521